

米研究会

報告書



平成22年12月

関西商品取引所

目 次

「米研究会」委員名簿	2 P
「米研究会」開催・検討経過	3 P
報告にあたって	4 P
I. コメの生産・流通の現状等について	5 P～ 7 P
1. コメの価格動向について	
2. 生産者＝生産者団体を取り巻く状況	
(1) 米生産に関する不安要素	
(2) 集荷・販売競争の激化	
3. コメ政策の転換	
4. 指標価格	
5. 流通業者を取り巻く状況	
(1) 消費者志向による影響	
①低価格志向	
②安全志向	
(2) 指標価格喪失の影響	
(3) 在庫リスク（プライスリスク）	
II. 先物取引の機能とコメ先物市場の有用性について	8 P～10 P
1. 先物取引（現物先物取引）の主な機能	
(1) 公正な価格形成	
(2) 価格変動リスクのヘッジ	
(3) 現物の受渡し	
(4) 資産運用機会の提供	
①標準品を基準とする格付取引	
②格付受渡し	
2. コメ先物市場の有用性	
(1) 透明かつ公正な価格情報の提供	
(2) コメ当業者の価格変動リスクの保険	
(3) 在庫の縮減	
(4) 播種（収穫）前契約の促進による生産・販売体制	
(5) コメ在庫を担保とした資金調達	
III. コメ先物取引啓蒙活動について	11 P～14 P
1. コメ先物取引に対する懸念、不安、疑問点等に対して	
(1) 投機による価格の乱高下への不安	
(2) 需給調整の取組に悪影響を及ぼすとの懸念	
(3) コメは先物には不適合な商品との不安	
(4) 先物市場での受渡しへの疑問	
(5) リスクヘッジについての疑問	
(6) リスクヘッジの実務面への疑問	
(7) 預託金への信用不安	
(8) 先物に対する負のイメージ	
2. コメ先物取引啓蒙活動の充実	
IV. 試験上場制度について	15 P
1. 試験上場制度とは	
2. 試験上場期間中の検証	
3. 本上場への移行の可否	
V. 取り纏め及び方向性	16 P～17 P

別添：米研究会報告書：資料編

米研究会委員名簿

氏 名	所 属	備考
ミヤモト マタオ 宮本又郎	関西学院大学大学院 教授	座長
ヤマウラ キヨヒサ 山浦潔久	全国米穀販売事業共済協同組合 専務理事	
シマ ジツ ソウ 島 実蔵	経済評論家	
オカチ シュウイチ 岡地修一	岡地(株) 取締役	
クロダ ノボル 黒田 昇	伊丹産業(株) 取締役米穀部部長	
ミヤケ テルヒコ 三宅輝彦	(株)大阪第一食糧 取締役	
カドイン ヨシヒデ 角石善英	オリオン交易(株) 顧問	
ヤブモト ヒロシ 藪本 浩	(株)アルフィックス 代表取締役社長	

米研究会開催・検討経過

平成22年10月18日 第1回米研究会

- 議 題 (1) 趣旨説明
(2) 委員の紹介と座長の互選
(3) 今後の課題及び進め方
(4) 当面のスケジュール
(5) 米の流通等について

平成22年11月29日 第2回米研究会

- 議 題 (1) コメ生産・流通に関する現状について
(2) コメ生産・流通に関する現状と先物市場の整合
について（先物取引の機能と有用性）
(3) 先物取引啓蒙活動について
(4) コメ受渡等ワーキンググループの再開について

平成22年12月14日 第3回米研究会

- 議 題 (1) 試験上場制度について
(2) 検討内容のまとめ及び総括
(3) 米研究会報告書（案）について

報告にあたって

関西商品取引所の本格的なコメの研究は、14年前の平成8年8月の三和総研に研究委託をした際の「米研究会」発足に始まり、その後三菱総研への委託研究、コメ当業者への先物取引啓蒙活動を経て、平成17年12月には期間を定めた試験上場を前提に米穀市場開設の認可申請をするに至りましたが、当該市場開設が生産調整を中心とする国の施策に影響を及ぼす等の事由にて、同18年4月に不認可となりました。

その後、平成19年産より生産調整を国・行政機関主体から生産者主体に移行する「新たな需給調整システム」が導入されたことを機に、①取引所現場サイドとして生産・流通への影響を見極めると共に②コメ当業者の「先行価格指標の具現化」及び「価格変動リスクへのヘッジ」に対する更なるニーズの高まりも見受けられること等から平成19年8月、コメ上場準備委員会の下に設置されていた「コメ受渡等ワーキンググループ（以下：WG）」を再開、平成21年1月まで計9回を開催し、現コメ先物市場制度（案）に再検討を加えて参りました。

当該WG開催期間中も義務上場制を廃止したコメ価格センターが機能不全に陥ったことにより公正・中立的な現物価格指標が失われ、また、本年度から全農家を対象とした直接補償や生産調整参加の選択性を主眼とした「戸別所得補償制度」、コメの取引等の情報記録及び産地情報の伝達に関して整備した「米トレーサビリティ制度」の導入が為されていることから、ここで現在まで調査研究・検討されて来たことを整理すると共に現状を認識する目的で当研究会を開催した次第です。

当研究会においては生産・流通面の調査研究もさることながら、もう一つの命題として、如何にすればコメ先物取引が産業インフラの一部として、コメ生産者（団体）や流通業者（米卸）を始めとする当業者の方々に理解していただけるかについても議論を加えております。

以 上

I. コメの生産・流通の現状等について

1. コメの価格動向について

コメの主要産地8銘柄（①コシヒカリ：新潟一般、千葉、茨城、栃木、富山②あきたこまち：秋田③ひとめぼれ：宮城④はえぬき：山形）の現物価格（米穀データバンク調査価格）をパッケージにした本所公表の関西商取コメ指数（KRI：H17年産平均価格を100）によると平成22年10月15日現在で79.7ポイントを示しており、これは関西商品取引所が前回コメ先物の試験上場申請を行った頃に比べまして、コメの価格水準が20%程度下落していることを表しています。

また、資料2「コメ価格の推移（期間：平成17年10月～平成22年10月）」をみますと国が集荷円滑化対策を実施した期間を除いては、下落傾向が続いていることが分かりますし、資料3「新潟一般コシヒカリと他産地品種銘柄との価格差の推移」をみますと品種銘柄間の価格差が縮小していることも分かります。

※関西商取コメ指数（KRI）：資料1参照

2. 生産者＝生産者団体を取り巻く状況

資料5「コメの生産・流通の現状に係る概略図」参照

（1）米生産に関する不安要素

生産者が内在しているものとして、生産過剰傾向や価格下落傾向が続く中、生産に対する不安が生まれています。

（2）集荷・販売競争の激化

平成16年4月の改正食糧法が施行により計画流通米と計画外流通米の区分がなくなり、政府米を除いてはすべて民間流通米として一元化される中、生産者は早期に現金収入が得られる買取方式を用いる集荷業者に出荷する動きが更に加速、委託販売方式を採っている系統集荷業者は激しい集荷競争に巻き込まれることとなりました。

このような中、系統生産者団体が仮渡金水準を下げる方向に進んだことにより、集荷量が低下する一方、単位農協は委託販売から買取販売にシフトするところも増え、集荷・販売を伸ばすこととなりました。併せて、出荷段階における在庫が増加することとなっており、更なる在庫リスクの増大の可能性が出てきております。

3. コメ政策の転換

平成22年度産より国のコメ政策が消費者負担を前提とした価格支持政策から財政

負担を前提とする生産者所得補償政策へ大きく転換することとなりました。

生産調整については、それまでのペナルティ措置によって実効性を確保するやり方から所得補償等のメリット措置によって生産者が自主的に取り組む方向に転換する一方、生産調整に参加し「生産数量目標」に則って生産した販売農家に対しては、補償対象の米価水準までの差額を全国一律に直接交付する戸別所得補償制度が導入されました。

この戸別所得補償制度導入（生産者の所得確保）を受けて、系統生産者団体は固定的な価格設定（建値：年数回の価格変更）から価格変動に応じた弾力的な価格設定（週単位・月単位で変更）を行う動き（価格変動容認の動き）を見せています。このことは、更なる価格リスクの増大の可能性が出たこととなります。

その他、国は政府米備蓄は適正水準として100万トンを維持する方針ではありますが、現在、回転備蓄方式で主食用米市場に放出している備蓄米を翌米穀年度からは棚上備蓄方式を採用して、市場へは流さずに主食用米以外の米（飼料用等）として売却する動きに出ています。

4. 指標価格

本来、コメの指標価格の形成を目的として設立されたコメ価格センター（前身：自主流通米価格形成センター）は、平成16年度の生産者団体による義務上場制廃止後、取引数量減少の一途を辿り、これに伴って指標価格形成は機能不全に陥ることとなり、その結果、公正・中立的な現物価格指標が失われることになりました。このため、農水省は流通業者等の要望を受け、平成20年11月より相対取引価格を毎月公表しているものの1ヶ月の価格のため実際の取引には使いにくい面があります。

なお、米卸の団体である全米販も取引価格情報（日本コメ市場）の公表を行うようになっていきます。

5. 流通業者を取り巻く状況

（1）消費者志向による影響

①低価格志向

消費者の生活様式の変化に伴う米消費の減退や経済不況が進む中、消費者の低価格志向も進んでいる。この状況の中、大量仕入を背景とした小売業者（量販店等）や中・外食業者によるバイイングパワー（価格決定権の所有）により米卸業者の販売価格が抑制され、マージンも低下している。

②安全志向

消費者の食品安全性への関心の高まりの中、平成20年夏に発覚した事故米事件を契機に食品事故、表示の適正化、円滑な流通の確保（流通の透明性の向上）を目的と

した米トレーサビリティ制度が導入されました。

これによって、米穀及びその加工品・米飯類を取り扱う全ての事業者（出荷・販売から外食・中食・給食・飲食店・米菓メーカー・輸入業者等）が対象となり、産地情報の記録・伝達、消費者に産地情報の伝達の義務づけられることとなりました。

この制度の導入によって米穀関係業者は新たな流通コストが増えることとなりました。

（２）指標価格喪失の影響

指標価格の喪失は仕入価格の決定を困難にさせることとなり、生産者団体等との間で中・長期契約がなかなか締結しづらくなり、仕入は当用買いとなる傾向が強くなっています。これが、米卸業者の不安定な経営の一因ともなっています。

また、米卸業者の当用買い傾向は生産者団体の在庫増へも繋がることも予想されま

（３）在庫リスク

従来より米卸業者は、顧客への安定販売のために一定量の在庫を有しており、これに伴って、当然ではありますが在庫リスク（価格リスク）に常々晒されていることとなります。

Ⅱ. 先物取引の機能とコメ先物市場の有用性について

1. 先物取引（現物先物取引）の主な機能

（1）公正な価格形成

商品先物市場は、現物を取り扱う当業者の方々のほか、個人投資家・機関投資家といった参加者によって価格形成がなされ、公表されていることから、この価格は、公正で透明性の高い価格と言えます。また、多様な参加者により、商品に関する多様な情報が価格に集約されることから、信頼性の高い指標価格として、相対による現物取引の価格設定や農産物の生産計画の設定等に利用出来ます。先物市場では、市場の需給予想を反映した6ヶ月先などの将来の価格が常に提示されるので、予約販売、予約買付の基礎価格に利用できるほか、生産者は先物価格を生産・販売計画を立てる上での判断材料として利用できます。

（2）価格変動リスクのヘッジ

国民生活にとって必要不可欠な農産物をはじめとする原材料は、需給バランス、気象条件、為替動向などにより、価格が常に変動しています。この価格変動は、これらの商品を扱う生産者、加工業者、流通業者、販売業者といった方々の収益に大きな影響を与えています。この価格変動リスクの影響を回避する手段の一つとして、商品先物市場は活用されています。

（3）現物の受渡し

商品先物市場では、取引所を介して現物の受渡しをする機能を有しています。

①標準品を基準とする格付取引

ある特定の銘柄を標準品として売買約定を行い、受渡しに当たっては、取引所で定めた受渡代用範囲の品物（供用品）ならば、売方は自由に売り渡すことの出来る取引のことで、買方は自己の欲しない銘柄等級の品物を受け取ることとなっても、それが供用品であれば、拒否することが出来ないルールになっています。

仮に渡された品物が、①量目②包装③荷姿④品位等に問題が生じれば、取引所にクレームを申立をすることができます。そのクレームを中立的な立場の専門家で構成されるコメ鑑定人会（仮称）が公平な裁定を下すことによって問題を解決します。

②格付受渡し

標準品を基準とした格付表が作成され、これに従って標準品又は供用品を受渡しすることができます。売方が標準品より優位にある品物を引き渡した時は、標準品の代金の他にその受渡しをした品物の標準品との価格差（格差）を受け取り、また、標準品より下位の品物を引き渡した時は、標準品の価格から標準品と引渡品との格差を差し引いて得た代金を受け取ることになります。

(4) 資産運用機会の提供

商品先物取引は、比較的少額の取引証拠金を取引の担保として預ければ、取引が可能です。また、その取引は現金決済をすることによって取引を終了できることから、先物市場には、資産運用を目的とした投機資金が流入します。これらの参加者は、在庫や将来手に入れる商品が無くても、価格変動による利益を求めて参加することから、歪んだ価格形成がされるとの誤解が一部にはありますが、むしろ多様な人々が市場に参加することによって、価格の乱高下が抑制され、価格変動リスクをヘッジする受け皿が拡がります。

2. コメ先物市場の有用性

(1) 透明かつ公正な価格情報の提供

先物市場は毎営業日に価格を公表するオープン市場であり、また、コメは他の上場商品に比べて取扱業者が多く、一般投資家の他、多様な取引参加者がコメ先物市場への参入が見込まれることから市場流動性が高まるものと考えられます。

このような中でコメ先物市場の価格は大勢の方々が持つ情報や判断で価格形成がなされますので、透明性が高く公正で信頼性の高い指標価格と言えます。

また、価格が決定されると瞬時に様々な媒体を使って、価格情報を発信しますので、当業者の方々はタイムリーな指標価格を入手することができます。

(2) コメ当業者の価格変動リスクの保険

商品先物市場は作柄等による価格変動リスクに対する保険の役割を果たします。

先物市場では、現時点から6ヶ月先や1年先の価格が表示されており、言い換えれば、先物取引とは、この将来の価格での売買を決めておく取引です。

農産物の価格は、天候等による作柄の出来・不出来、需要の季節性など様々な要因で変動しますので、予め価格を決めておけば、将来、現物価格が値下がり又は値上がりしても先に決めた値段で取引所で現物を売ることも買うことも出来ますし、先物取引の特徴でもある一定の期間内なら約定した売買契約をいつでも解消することができる差金決済機能を利用して、価格変動リスクを回避することも出来ます。

(3) 在庫の縮減

先物取引には、「差金決済」の他に「現物受渡し」という取引所を通じての現物の受渡しで決済するという機能を有しております。

この、現物受渡しの機能を活用することによって在庫が縮減することができます。

例えば、集荷業者の方々が出来秋に在庫を持った際、販売計画に合わせて先物市場に売ヘッジをかけ、販売ができる毎に売ヘッジを解消します。これは通常の売りヘッジにあたりますが、売りヘッジした数量が全てが販売できれば良いのですが、現物が売れ残るということもあります。これを先物市場に渡して、在庫を一掃してしまう方法です。

その他、卸売業者は収穫時期に新米を仕入れ、年間を通じて在庫を管理しながら小売業者に販売していますが、本来、需要期に備えて在庫を準備しておかなければならないものを手当せずに、先物市場で買いヘッジをかけておいて、需要期になり産地から現物が入手できれば先物市場での買いヘッジを解消します。これは保険（ヘッジ）をかけながら、本来、用意すべき在庫を用意せずに在庫を減らすことができたこととなります。

（４）播種（収穫）前契約の促進

先物取引では、将来の売買価格を事前に決めておくことが可能です。

このため、先物市場をうまく活用すれば、播種（収穫）前契約を一層進めることが出来ます。播種（収穫）前契約では基準価格をどう決めるかが一番の問題ですが、まさに将来の価格である先物価格を利用することによって可能となります。

売り手と買い手双方が先物市場に売り手は売り、買い手は買いの保険（ヘッジ）をかけておけば、作況によって現物価格が変動しても先物市場でその損益は相殺されますので、価格変動リスクの回避がなされ播種（収穫）前契約が結びやすくなります。

（５）コメ在庫を担保とした資金調達

コメの調達のためには多くの資金を要しますが、コメを含む農産物は明確な価格指標が存在していないものもあり、商品在庫の価値評価が非常に難しく、また、商品在庫の値下がりによって担保価値が減少するリスクもあるため、コメを担保とする資金調達が難しい状況にあります。

しかし、コメ先物市場が開設されることにより透明性が高く公正で信頼性の高い指標価格が発信されれば、コメの在庫価値の評価が可能となり、また、海外においては、よく見受けられることですが、先物市場での価格変動リスクのヘッジを条件とした在庫を担保とする資金調達の環境が整うことにもなります。

Ⅲ. コメ先物取引啓蒙活動について

1. コメ先物取引に対する懸念、不安、疑問点等に対して

我国のコメ先物市場は280年前の1730年、世界最初の先物取引所「大坂堂島米会所」が大岡越前守忠相により公許されてから第2次世界大戦前までの約200年間、開設されており、この間も公正な価格形成及び価格情報の発信基地として、かつ、価格変動リスクのヘッジの場として利用されていた歴史があります。

コメ先物市場には、様々な機能が備わっており、有用性が認められるところでもあります。長期に亘り、コメ先物市場が閉ざされていることや、「投機による乱高下」、「コメは先物には不適合では」、「需給調整への悪影響」、「リスクヘッジについて」、「先物に対する負のイメージ」等、様々な不安や疑問点がコメ当業者の方々に存在することは十分に理解できるところであります。

(1) 投機による価格の乱高下への不安

「先物市場が出来ると、投機によって価格が乱高下するのではないか」といった不安があるかと思いますが、価格は、その商品の需給や輸送等の流通事情などの基礎的条件（ファンダメンタルズ）によって決まり、これは現物市場も先物市場も同じです。

先物価格と現物価格より乱高下することはありません。むしろ、先物価格は将来の予想価格であるため、突発的な相場変動要因が発生しても、それを吸収する時間的な余裕がありますので、価格変動は現物価格より緩やかになるといわれています。

先物市場には現物を扱う事業者と共に、一般の投資家が参加しています。プロの事業者が将来の価格を予想して先物市場で保険（リスクヘッジ）を掛けようとしても、そのリスクを引き受ける一般投資家がいなければ取引が成立しません。

しかし、もし、大量の資金を持つ機関投資家が特定の商品市場に資金を投入し相場を動かすようなことになれば、市場の公正さが保たれません。このため、国と取引所は常時市場の動きを監視し、機関投資家が資金力にまかせて相場に影響を与えることができないような措置を講じています。

※通常時において、日々取引所及び国は市場監視を行っており、特に大口取引については、毎日、取引所から国に対して報告を行っております。

緊急時においては、国が取引所に対し、値幅制限の変更、証拠金の引き上げ、受託の制限を命令することが出来る制度となっております。

(2) 需給調整の取組に悪影響を及ぼすとの不安

先物市場は、卸売市場やシカゴの穀物取引所と同じように、誰でも参加でき、中立

・公正なルールに従って運営される市場ですので、需給調整の取組いかんによらず、全ての市場参加者に中立です。

先物価格と現物価格は連動するので、先物市場が出来たからといって価格が乱高下することはありませんし、投機的な行為に対しては国や取引所による防止措置が講じられています。取引所は現物を受け渡すことによって決済する機能をもっています。

これは、事業者の皆さんが安心して先物市場に保険（ヘッジ）をかける上で不可欠な機能です。この機能を活用して先物市場に売りの保険（ヘッジ）をかけておけば、需給調整の取組に参加しなくてもよいのではないかと思う人がいるかもしれません。

しかし、先物価格は現物価格に連動し、どちらも同じように需給によって決まります。先物市場はコメ関係者だけでなく、一般投資家など多様な人が参加しており、価格は市場の様々なシグナルに敏感に反応します。先物価格は実状を映し出す「鏡」のようなものですので、需給調整の取組が十分でなければ下がってしまいます。

むしろ、先物市場は将来の予想価格を決めているので、生産者が先物価格を参考にして生産・販売計画を立てたり、播種（収穫）前契約を一層進めるとが出来れば、先物市場の活用によって計画的・安定的な生産・販売体制の構築を進めることができ、ひいては需給の安定にも資することができます。

（3）コメは先物には不適合な商品との不安

「コメのように価格が低下傾向にある商品は先物市場での取引には、向かないのではないか」といった不安もありますが、先物取引で取引されている商品には、大豆、とうもろこし、小豆などの農産物から金、白金、ゴム、石油などの工業品まで様々なものがありますが、価格が趨勢的に低下又は上昇しているにもかかわらず、何らかの要因で価格や需給の変動があればどのような商品でも取引の対象となります。

価格や需給の変動の要因は、天候、作柄、夏冬などの需要の季節性、輸入品における為替や運賃の変動、輸出規制、輸出国における政情不安などの様々な要因があり、多様な市場参加者がこれらの要因をいろいろ考えながら、参加することによって、価格が形成されます。農産物は、工業品に比べてまさに天候、作柄等によって需給と価格が変動するので、先物市場での取引にあった商品といえます。

（4）先物市場での現物受渡しへの疑問

「先物市場での現物渡しを行うのはどのような場合か」といった疑問ですが、先物市場の決済のほとんどが現金決済によって行われます。これとは別に売りヘッジした数量全部を現金決済する必要はなく、相場動向を見ながら渡すことも選択肢の一つと考えられます。例えば、集荷業者の方々が先物市場を経営安定の1ツールとして利用するなら、1年前には既に新穀限月（10月限から）の価格が先行指標として示される

わけですから、収益がある程度確保できる価格であれば、集荷計画に基づいた集荷予定数量分を、一度には売らずに、いくつかの限月に分けて、販売計画に合わせて売玉を建てます。販売ができれば、売玉をはずしてヘッジを解消します。

しかし、現物が売れ残るということもあります。これを先物市場に渡して、在庫一掃するケースも考えられます。

(5) リスクヘッジについての疑問

「売ヘッジを掛けて、将来的に先物価格が上昇した場合、現物取引だけなら利益を得られたのに、先物市場を利用することでかえって損をしてしまうが」という疑問ですが、価格変動に対する保険（リスクヘッジ）とは価格が下がっても現物取引と先物取引の損益を相殺して、価格変動のリスクを回避することです。保険（リスクヘッジ）というのは、価格が上下どちらに行っても損を最小限に抑えるという手法なのです。

当業者の皆様は、現物全量をヘッジする必要もなく、経営方針等に基づいて、必要に応じ、ヘッジする量を決められれば良いと考えます。

(6) リスクヘッジの実務面への疑問

「先物市場の活用をリスクヘッジに限定するにしても、先物取引の実務面での専門知識修得が必要では」との疑問であります。現物を背景とするヘッジ（在庫に対するヘッジ）は、ヘッジ相当数量の売玉を建て、販売が出来る度に、買戻して、ヘッジをはずしていくのなら、それほど、手間と時間はかからないと思いますが、やはり、経済は生き物ですので、理論通りに行かないことがよくあると考えられます。ヘッジ実務担当者は、ある程度の知識を習得する必要があると考えます。

また、ヘッジ担当者が単独で思惑売買を行うことを防止できるような内部監視の体制を作ることをお奨めいたします。

他方、我が国では、既に国産品は小豆、輸入品ではとうもろこし、大豆、砂糖の先物取引の経験があり、関係者は先物取引をうまく活用して現物の取引に役立てている実績があります。

(7) 預託金への信用不安

「先物市場における証拠金の保全是如何に」という不安ですが、証拠金は全額「㈱日本商品清算機構（JCCH）」（商品取引所外の清算機関）に預託され、全額保護されます。

また、それを更にカバーする形で、「委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金」が設けられており、業者が破綻した際には、一委託者当たり、1,000万円を上限に業者に代わって弁済するシステムとなっています。

(8) 先物に対する負のイメージ

「先物は、しつこい勧誘等で印象が悪く、投機的で悪いイメージがある」という点ですが、残念ながら、商品先物取引について多くの方々が良いイメージを持っていないということは認識しています。しかしながら当業者の方々はリスクヘッジとして活用する限りにおいてはデメリットはなく、経営上有用な価格変動リスク回避の1つのツールとなることをご理解ください。

また、コメ先物市場は、売買参加者の厚みが他の上場商品に比べて多く、流動性が高まるものと推測され、公正な価格形成がなされるものと考えております。

なお、平成23年1月の「商品先物取引法」第3次施行により更に勧誘規制等の強化が行われますが、既に当業界の社会的信頼回復に向けた団体及び各社の取組が浸透して来ており、当業界の自主規制団体である「日本商品先物取引協会」への苦情申立は前回米穀市場開設申請時（平成17年度）の219件から22年度上半期（4月～10月）で22件と大幅に減少しており、イメージがかなり改善されてきています。

2. コメ先物取引啓蒙活動の充実

本所では、1.にあるようなコメ先物取引に対する懸念や不安を払拭し、疑問点等にお答えするために、平成16年秋より直接、当業者の方々の下にお伺いするコメ先物取引啓蒙活動を開始し、現在まで三菱総研への委託事業として生産者団体5ヶ所、個別先物取引勉強会として生産者団体2ヶ所、流通業者及び団体に対し9ヶ所の計11ヶ所、コメ当業者を主要対象とした先物取引講演会（特別講演含む）を全国20ヶ所で開催しております。

特に本年については世界の先物取引所のルーツ「大坂堂島米会所」が1730年に大岡越前守忠相により公許されてから280年目にあたり、その記念事業として大阪証券取引所との共催で「大坂堂島米会所公許280年記念シンポジウム」を始めとするイベントを開催して、コメ先物取引の啓蒙活動を行って来ているところであります。

今後もコメ先物取引啓蒙活動の充実を図り、①先物取引勉強会の実施②コメ当業者向け先物取引紹介パンフレットの改訂③コメ先物取引講演会の実施等の地道な啓蒙活動を続けてまいります。

IV. 試験上場制度について

1. 試験上場制度とは

試験上場制度は、本上場の前に主務大臣の認可を受けて、一定の期間を区切って試験的上場を行い、対象商品の取引量や生産・流通への影響等を検証する制度です。

試験上場期間後に本上場に移行する場合には、改めて主務大臣の認可が必要となります。

※試験上場の認可要件

- (1) 取引予定者が20人以上で、その過半数が当業者であること
- (2) 次に該当しないこと①十分な取引量が見込まれないこと②対象商品の生産及び流通に著しい支障を及ぼすおそれがあること

2. 試験上場期間中の検証

仮に主務大臣より試験上場事業が認められれば、商品取引所の中で①透明かつ公正な価格情報の提供、事業者のリスクヘッジ等の機能が発揮されたか否か②コメの生産・流通への悪影響の有無③委託者保護の確保等、試験事業結果の検証作業を試験上場期間中に行うこととなります。

3. 本上場への移行の可否

商品取引所は、試験上場期間を満了する前に検証結果から本上場移行の可否を判断し、対象商品が本上場の要件に適合すると判断した際には主務大臣に対して、本上場の認可申請を行い、本上場の可否を求めることとなります。

本上場の認可要件としては、(1) 取引予定者が20人以上で、その過半数が当業者であること (2) 十分な取引量が見込まれること (3) 対象商品の生産及び流通を円滑にするために必要かつ適当であること等とありますが、具体的な適合要件となりますと①現物の価格変動の存在確認②当業者のヘッジニーズの存在確認③生産・価格・流通政策と整合的である旨の証明④当業者の利用意向の確認⑤価格指標として利用される見込みの確認⑥試験上場期間中に公正な価格形成がなされたことの証明⑦試験期間中に一定の取引量に達したことの確認⑧リスクヘッジへの適応ができたか否か等があります。

実際に本上場の要件は、試験上場の要件よりもハードルが高くなっており、過去に本所が試験上場した商品（旧福岡取の商品）のうち大豆ミールやブロイラーについては、本上場を断念して上場を廃止しております。

V. 取り纏め及び方向性

- (1) コメの生産・流通の現状を考えますと生産者（団体）側には、①生産過剰・価格下落傾向の継続、②集荷業者間での集荷競争の激化（買取集荷へのシフト）に伴う在庫増加により在庫リスクが更に増大する可能性があります。
- (2) また、①平成22年度産より国のコメ政策が生産者所得補償政策へ大きく転換し、②戸別所得補償制度の導入を受けた生産者（団体）側も年数回の建値販売（硬直的価格販売）から各週の建値販売等の価格変動に応じた弾力的な価格販売を始めしており、このことによってプライスリスクが更に増大する可能性があります。
- (3) 一方、流通業者（米卸）側は、①消費者の米消費の減退、低価格志向も進む中、依然と②大量仕入を背景とした量販店、中・外食業者等によるバイイングパワー（価格決定権の所有）が強く、販売価格が抑制され、マージンも低下しています。
- (4) また、消費者の食品安全志向が進むの中、食品事故、表示の適正化、円滑な流通の確保を目的に米トレーサビリティ制度が導入されましたが、大手業者を除いては、この制度の導入によって新たに流通コストが増えることにもなります。
- (5) なお、米卸業者は従来より顧客への安定販売のために一定量の在庫を有している関係から、当然ではありますが在庫リスク（価格リスク）に常々晒されていることになっています。
- (6) その他、コメ価格センターの指標価格形成機能が機能不全を起こした結果、公正・中立的な現物価格指標が失われるに至り、生産者団体等との間の中・長期契約がなかなか締結しづらくなっています。
- (7) ①生産者（団体）、流通業者（米卸）双方に在庫リスク及び価格リスクが存在していることからリスクヘッジが出来る場が必要であり、かつ②新たな公正・中立的な指標価格を創出する必要性が出てきているものと考えます。
- このことから上記①②の機能を有するコメ先物市場は、産業インフラの一部として当業者にとって、非常に有用な存在になるものと考えますと共にコメ先物市場が生産者（団体）、流通業者（米卸）双方の仲立的存在として、中・長期的契約を促進させることによって、販売仕入計画に沿った形での安定経営に寄与出来るものと考えています。

(8) 商品取引所法には本上場の前に一定の期間を区切って試験的な上場を行い、対象商品の取引量や生産・流通への影響などを検討するための「試験上場制度」があります。

そこで、当研究会としては、コメ先物市場の開設については、商品取引所法にある試験上場制度に則って2年程度の期間を設けて、コメ当業者の方々の経営安定に寄与出来るか否か、生産・流通への影響の有無等を検証するために、コメ先物市場の試験事業の実施を提案します。試験上場後の検証の結果、仮にコメの生産・流通等への悪影響が認められれば、本上場への移行は行わないことを付け加えます。

(9) 関西商品取引所は、当業者の方々のコメ先物取引に対する懸念や不安を払拭し、疑問点等にお答えするために、コメ先物取引啓蒙活動として、生産者団体7ヶ所、流通業者及び団体9ヶ所、コメ当業者を主要対象とした先物取引講演会（特別講演含む）を全国20ヶ所で開催した実績を有しています。

今後は、(株)東京穀物商品取引所との連携でコメ先物取引啓蒙活動の充実を図り、コメ先物市場が産業インフラの一部として、更にコメ生産者（団体）や流通業者（米卸）を始めとする当業者の方々に機能や有用性を認知していただけるよう活動を展開すべきであり、特に生産者の方々への活動に力を注ぐことを望みます。

(10) その他、同様にコメ先物取引の試験上場を計画している(株)東京穀物商品取引所と多岐に亘って連携を図ると共に、早々に「コメ受渡等ワーキンググループ」及び「コメ試験上場準備委員会」を再開し、コメ当業者の参加を得て、具体的商品設計の検討に着手していただきたい。

なお、商品設計の検討に当たっては、昨年1月のコメ受渡等ワーキンググループ報告書をベースに進め、新たに導入されたトレサ制度への対応については、慎重に行うと共に標準品については、幅広い意見を集約して、検討していくことを望みます。

以 上

